

## 大規模風水害に備えた多摩市民館の対応について

### 1 概要

令和元年東日本台風（第19号）による災害では、鉄道の計画運休が開館時間帯と重なったこともあり、市民等の安全の確保、市民館事業の対応が課題となりました。

今後の大規模な風水害発生が予測される事態に備え、市民館における基本的な取組の判断基準として、次のとおり「大規模風水害に備えた多摩市民館の対応について」取りまとめました。

今後、この対応を基本として、実際の事象に必要な対策を実施していきます。

### 2 基本的な考え方

大型台風等の接近・上陸など、大規模な風水害発生が予測される場合の市民館事業について、以下の考え方に基づき、状況に適応した対応を図ります。

#### （1）市民等の安全の確保

常に状況が変化する自然災害への対応については、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを第一とします。また、職員の安全も確保していきます。

#### （2）市災害対策（警戒）本部・区本部としての対応

区役所（市民館）は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、市災害対策（警戒）本部における区本部として、避難所開設・運営等の災害対策を実施し、被害の発生・拡大を防止していきます。

### 3 基本方針

鉄道等の計画運休が実施される場合や避難指示（警戒レベル4）が発令される場合など、災害発生のおそれが高く、市民等の安全性の確保が強く必要とされる状況において、市民館事業については、縮小または休止します。

### 4 具体的な取組

#### （1）鉄道等の計画運休時の対応

本市を含む首都圏において鉄道等の計画運休が実施される場合には、原則として次のとおり対応します。

##### ●判断時期・周知

鉄道事業者等の計画運休に関する情報提供に基づき、市災害警戒（対策）本部における区役所窓口サービス等の休止についての判断を受け、市民館事業の縮小または休止について判断、周知します。

●市民館主催の学級及び講座について

- ・ 計画運休実施日の市民館主催学級及び講座等は中止（延期）します。
- ・ 区ホームページでの周知、学級等の申込者への電話連絡など、情報発信を実施します。

●会議室等施設使用について

計画運休実施日の施設使用者（予約者）に対し、電話連絡により使用について検討いただくよう案内します。

説明内容

- ① 大型台風の接近により災害が発生するおそれがあるため、会議室の使用中止について検討いただきたいこと。
- ② 今回は災害に備えた使用中止のため、施設使用料（キャンセル料）は発生しないこと。
- ③ 使用中止には、使用中止届出書の提出が必要となること。

\*ふれあいネットでは中止手続きができない（3日以内）ため、窓口での手続きが必要です（使用中止届出書の提出）。

⇒来館が困難な場合は、ファクスによる提出を案内します。

⇒事前提出が困難な場合、できるだけ速やかに提出するよう案内します

(2) 避難情報等が発令される場合の対応

対象地域の市民全員に避難を促す警戒レベル4の避難指示が区内に発令された場合には、計画運休の実施の有無にかかわらず、「(1) 鉄道等の計画運休時の対応」に準じた対応を行います。

- ・ 大雪・暴風雪警報の発表など、雪による災害発生のおそれがある場合にも、風水害と同様に被害の防止に取り組んでいく必要があるものの、太平洋側の大雪は予測が特に困難な現象とされていることから、計画運休の実施可能性や避難情報等の発令状況を注視しながら対応していきます。

(3) その他

この対応については、必要に応じて随時修正・更新していきます。

令和2年9月9日

令和3年5月20日 一部更新